

件名	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例
主管課	障がい福祉課
根拠法令等	①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成28年法律第05号、平成28年6月3日公布）、②地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号、平成29年6月2日公布）、③児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第3号、平成30年1月18日公布）

**【改正の概要】**

障害児通所支援及び障害児入所施設の指定基準等については、児童福祉法に基づき、地方自治体が条例で定めることとされているが、県条例の根拠となる、指定通所支援の事業等の基準に関する厚生労働省令が改正（平成30年4月1日施行）されること等に伴い、県条例についても国の基準に準じて改正する。

**1. 児童福祉法の施行に伴う改正**

上記①、②の根拠法により、児童福祉法が平成30年4月1日から改正施行されることによる新設サービスの基準を追加する。

**(1) 指定通所支援の新設**

・居宅訪問型児童発達支援：重度の障がい児の居宅を訪問し、日常生活の訓練等を行う。

**(2) 共生型通所支援の新設**

高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けられるよう、介護保険と障がい福祉の両制度で類似した居宅・日中活動系サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ等）について、相互に指定を受けやすくする。

※障害者総合支援法に基づく生活介護、介護保険法に基づく通所介護等及び小規模多機能型居宅介護等の指定事業者に対する児童発達支援及び放課後等デイサービスの基準を規定。

**2. その他基準省令の改正による主な改正事項**

(1) 児童発達支援の質の向上のため、平成29年4月1日に基準を見直した放課後等デイサービスと同様に、人員基準及び運営基準を見直す。（人員基準の経過措置期限：平成31年3月31日）

(2) 多機能型事業所で行う事業に、新設する障害児通所支援事業（居宅訪問型児童発達支援）を追加

(3) 障害児通所支援の人員基準のうち、主として重症心身障害児を通わせる事業所等における「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）」に、「機能訓練担当職員」について機能訓練を行わない時間帯に配置しないことができるよう改める。

また、福祉型障害児入所施設及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターの人員基準中、「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師）」に改める。

(4) 障害者支援施設及び福祉型障害児入所施設の指定を受け、一体的に支援を提供している場合の基準の特例を廃止する。（経過措置期限：平成33年3月31日）

※その他、規定の整備を行う。

**【改正の対象となる条例】**

	条例名	改正理由
第1条	愛媛県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	2(3)
第2条	愛媛県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	1、2(1)~(3)
第3条	愛媛県指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例	2(3)・(4)

施行日 平成30年4月1日

**【その他参考事項】**

基準省令の改正の趣旨

障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおける議論等を踏まえ、所要の改正を行ったもの。